

法政大学理工学研究科学位取得のためのガイドライン

●本研究科で授与する学位と専攻の関係

専攻	修士	博士
機械工学	修士（工学）	博士（工学）
電気電子工学	同上	同上
応用情報工学	同上	同上
システム理工学	修士（工学）・修士（学術）	同上
応用化学	修士（理工学）	博士（理工学）
生命機能学	修士（生命科学）	博士（生命科学）

●修士課程学位授与の要件（法政大学学位規則第 4 条による）

修士の学位は、本学大学院の修士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、修士論文については、各専攻が認めた場合に限り当該専攻分野の特定の課題に関する研究成果をもって、代えることができる。

修士論文は、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を示すものでなければならない。

学位申請論文は「理工学研究科修士課程学位審査内規（大学院要項に基準（内規）の抜粋が掲載）」に従い審査される。

●博士後期課程学位授与の要件、（同第 5 条による）

課程博士

博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者

論文博士

論文を提出し、その審査と試験に合格し、かつ、前号と同等以上の学識があると認められる者

博士論文

博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない。

学位申請論文は「理工学研究科博士後期課程学位審査内規（大学院要項に基準（内規）の抜粋が掲載）」に従い審査される。